

高すぎる**国民健康保険料**の引下げを!

みんな**で減免申請**しましょう

市から「保険料納付通知書」が6月中旬に届きます

*所得の比較的少ない世帯のために2種類の国保料の減免制度があります。ひとつは、国の制度の「法定減免」で、申請しなくとも所得に応じて均等割・平等割の7～2割が減額された通知書が届きます。

もう一つは、市の「申請減免制度」で、申請により所得に応じて所得割の10～6割が減額されます。「法定減免」の通知を受けた世帯でも「申請減免」でさらに所得割を減免することができます。

*この8年間で、自営業の方、給与収入や年金収入の方々40人が集団申請し、32人が10～6割の減免を受けることができました。

しかし、この制度は市民に周知されていません。ご自分の世帯が対象になるかどうか疑問の方も、ぜひ6月20日の学習会と6月26日の集団申請に参加しましょう。



みなさん誘い合って、大勢で参加してください。

国保料減免・集団申請日

日時 **6月26日** (月曜日)

◎ **集合** 午後2時 ◎ **申請** 午後3時

集合場所 **藤沢市役所新館・7階ロビー**

国保料の減免制度ってなに??

国保料の減免申請は、憲法に保障された権利です。保険料の滞納をしないで、病気のときには誰もが安心して保険で受診できるように、申請によって保険料の減免ができます。この制度をみんなで学び幅広く活用しましょう。



学習会&書込み会

日時 **6月20日** (火曜日)

◎午後2時

会場 **湘南民主商工会3階ホール**

講師 **ふじさわ社保協会長**

大山正雄さん

主催 **ふじさわ社会保障推進協議会**

協賛 **湘南民商共済会・婦人部**

☆連絡先(中尾)

医療生協かながわ

藤沢診療所

☎ 0466(25)2514

☆持参するもの

- ① 市役所から届いた今年の国保料の納付書
- ② 業者の方は確定申告の控えと収支内訳書・決算書
- ③ 給与収入・年金収入の方は、収入額と税金・社会保険料がわかるもの

藤沢市社保協ニュース

NO.1 2017年版

企画・発行

ふじさわ社会保障推進協議会

医療保険改善委員会・湘南民商

〒251-0052 藤沢市藤沢2-1-3

☎ 0466-26-2211